

越谷・松伏水道企業団告示第16号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年6月6日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口晃利

1 入札対象工事

- (1) 工事名 築比地浄水場系基幹管路更新工事（第2工区）
- (2) 工事場所 松伏町金杉地内
- (3) 工期 契約締結の日から平成32年3月13日まで
- (4) 工事概要 設計図書等のおり
- (5) 予定価格 金424,202,400円（税込）
- (6) 入札手続 入札及び資料等の提出は、越谷・松伏水道企業団公共工事等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（ダイレクト入札）」方式により行うものとする。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加に必要な級別格付等の条件

次に掲げる要件をすべて備えていること。

- (1) 埼玉県内に本支店又は事業所、営業所を有し、かつ、契約締結の権限を有する者を置く者
- (2) 平成29・30年度越谷・松伏水道企業団建設工事等入札参加資格者として、土木一式工事の業種で登録があり、級別格付がAランクの者
- (3) 公告日以前10年間に国又は地方公共団体が発注した建設工事において、管径400mm以上の耐震継手ダクティル铸铁管の上水道管布設工事を、単体企業として元請で完成させた実績を有する者

4 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定の日までの期間に越谷・松伏水道企業団建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年要綱第3号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 公告日から落札決定の日までの期間に越谷・松伏水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成25年告示第6号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更正手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、越谷・松伏水道企業団の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- (5) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (6) 配置予定の技術者
 - ① 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る配置予定技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を専任で配置すること。
 - ② 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。
 - ③ 監理技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認資料の提出期限の3か月以前から恒常的な雇用関係であること。
なお、運用に当たっては、国土交通省の定めた「監理技術者制度運用マニュアル」を準用する。
- (7) システムで利用可能な電子認証を取得し、システムの利用者登録が完了していること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (9) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

5 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、下に示す期間内にシステムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申請書兼誓約書.docx」ファイルを添付して提出すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出期間
平成30年6月 6日（水）午前8時30分から
平成30年6月14日（木）午後5時00分まで（システム休止時間を除く。）
※なお、競争参加資格確認申請書は、システムの「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。また、「ダイレクト入札参加申請書兼誓約書.docx」は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「入札公告等ファイル」からダウンロードすること。

6 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。ただし、変更する場合はシス

テムにより通知する。

(1) 提出期間

平成30年6月25日（月）午前8時30分から

平成30年7月 2日（月）午後5時00分まで

※入札金額見積内訳書添付（システム休止時間を除く。）

(2) 開札日時

平成30年7月 3日（火）午前10時00分

7 設計図書等

設計図書等は、システムの入札情報公開システムに掲載し、調達できるものとする。

システム公開日時

平成30年6月 6日（水）午前8時30分から

8 設計図書等に関する質疑及び回答

設計図書に関して質疑がある場合は、質問書をシステムにより提出すること。

(1) 受付期間

平成30年6月 6日（水）午前8時30分から

平成30年6月14日（木）正午まで（システム休止時間を除く。）

(2) 回答期日

システムにより、平成30年6月18日（月）午後5時00分までに回答する。

9 最低制限価格

平均額型最低制限価格とする。

平均額型最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格を平均した数値に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。なお、有効な入札価格とは、予定価格以下の入札価格をいう。

10 入札保証金

免除する。

11 現場説明会

行わない。

12 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額による契約保証金を納付しなければならない。

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除する。

① 越谷・松伏水道企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

② 越谷・松伏水道企業団を被保険者とする公共工事履行保証契約を締結した者

13 支払条件

(1) 前払金

あり（各年度の年割額に相当する金額の10分の4以内とし、1億円を各年度の限度額とする。また、1万円未満の端数は切り捨てとする。）

請求手続きについては、越谷・松伏水道企業団前払金取扱要綱第4条の規定による。

(2) 中間前払金

あり（各年度の年割額に相当する金額の10分の2以内とし、5,000万円を各年度の限度額とする。また、1万円未満の端数は切り捨てとする。）

請求手続きについては、越谷・松伏水道企業団中間前払金取扱要綱第7条の規定による。

(3) 部分払

あり

請求手続きについては、越谷・松伏水道企業団工事執行規則第24条の規定による。

14 契約に関する規則等の閲覧

契約に関する規則等は、越谷・松伏水道企業団総務課で閲覧することができる。

15 落札者の決定方法等

越谷・松伏水道企業団建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づき、落札者の決定を次のとおり行うものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者から順に、落札候補者とする。

なお、落札候補者のみに対し連絡をする。

(2) 落札候補者となった者は連絡を受けた日から3日以内（休日を除く。）に、資格審査書類として、様式「一般競争入札参加資格等確認申請書」「一般競争入札参加資格等確認資料」及び指定の添付書類（以下「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、提出された確認申請書等は返却しない。

(3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、落札者のみに対し連絡をする。

(4) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に通知するとともに、その入札は無効とする。

16 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載方法等

入札参加者は、入札参加者心得、入札参加者遵守事項、契約規則、設計図書、現場等を熟覧のうえ、総額により入札しなければならない。なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

1回とする。

(3) 提出書類

入札書は、入札金額見積内訳書を添付してシステムにより提出すること。

(4) その他

① 参加申込書提出後もシステムにより入札を辞退することができる。また、入札書締切日時までに、入札書及び見積内訳書がシステムに未到達の申込者は辞退したものとす。

② 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

17 入札の無効

(1) 入札時点において、参加条件及び資格を有しない者がした入札

(2) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

(3) 記載すべき事項に記入のない入札書及び見積内訳書、又は記入事項が明らかでないもの

(4) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

18 落札者等の公表

落札者等の公表は、システムにより行う。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

20 問い合わせ

(1) 入札内容

越谷・松伏水道企業団総務課庶務担当

電話 048-966-3931（内線255）

(2) 工事内容

越谷・松伏水道企業団施設課工務担当

電話 048-966-3931（内線263）